

社会福祉法人 久間子守福祉会
理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準

定款第八条に基づき、評議員に対して、各年度の総額が 100,000 円を超えない範囲で報酬を支給する。

評議員 5,000 円 / 1 日

定款第二十一条、理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。これに基づき、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で報酬を支給する。

理事 15,000 円 / 1 年

監事 15,000 円 / 1 年

但し、役員のうち職員の場合は役員報酬を支給しない。

※子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について 1 委託費の用途範囲に基づき支給する。